

羽島市 教職員の働き方改革 2023

羽島市では、教職員が心身の健康を保ち、誇りとやりがいをもって勤務し、子どもたちと向き合う時間が創出できるよう、重点項目を設定し、働き方改革を進めています。ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和4年度の実績

(R4年度3月時点)

- 【重点項目】
- 1 「正確な勤務時間の把握」
 - 2 「時間外勤務時間上限45時間/月・360時間/年」
 - 3 「部活動の休養日の設定」

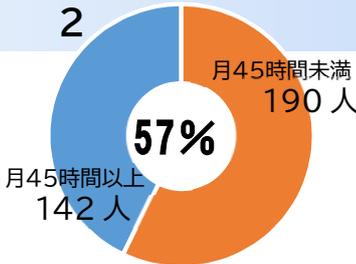
1



休日を含めた正確な出退勤時刻の把握

校務支援システムの活用により、市内すべての学校において、職員一人ひとりの出退勤時刻が正確に記録されており、自らの働き方や学校経営について見つめ直す機会となっています。

2



時間外勤務時間が、月平均45時間未満の職員数

	令和元年度	令和4年度
月平均の時間外勤務時間	50時間36分	41時間45分
月45時間未満の教職員の割合	41%	57%

教育活動の見直しや改善等の不断の努力により、組織や教職員一人ひとりの意識が高まり、成果が現れています。

3



部活動の平日1日、休日1日以上休養日の実施学校数

部活動休養日については、「岐阜県中学校部活動指針」及び「羽島市中学校部活動指針」に基づいて実施しており、市内の学校5校中、すべての学校で、休養日の設定、実施ができています。

令和5年度の重点項目

新規重点項目として、「ハラスメントやメンタル不調の迅速な解決」を取り組んでまいります。この項目については、県内において、ハラスメントによる不祥事やメンタル不調による病休者・休職者が増加傾向にあるため、羽島市でも、重点項目として位置づけることとしました。

令和5年度の重点項目は、次の3点です。

1

時間外勤務時間の上限を月45時間

2

ハラスメントやメンタル不調の迅速な解決

3

部活動の休養日の設定

令和5年度の具体的取組 (羽島市教育委員会及び各学校)

*継続、◇改善、◎新規

重点項目1 時間外勤務時間の上限を月45時間

<学校による取組>

- * 職員の出退勤（休日も含めた）の正確な記録と管理職による職員の勤務把握
- * 毎月、時間外勤務時間の検証とその改善策の周知
- * 早帰りの日（午後6時退勤：水曜日、8の付く日等）の設定
- ◇ 留守番電話による対応（早帰りの日は午後6時、他の日は午後7時に設定）
- * 教育的活動、会議、研修等の精選や日課表の不断の見直し
- * 会議資料のデジタル化による印刷、丁合時間の短縮や会議の終了時刻の設定

<個々による取組>

- * 仕事の優先順位決定や精選によるタイムマネジメント
- * 学習支援アプリを活用し、教材研究・授業準備時間の短縮
- ◇ 自己研鑽、研修参加による指導力、事務処理能力の効率化

<地域、保護者との連携>

- * コミュニティ・スクールによる外部講師の活用
- * 「すぐーる」による出欠席報告、保護者への連絡



重点項目2 ハラスメントやメンタル不調の迅速な解決

- * ハラスメント等の不祥事根絶に向けた研修実施
- * 月1回、コンプライアンスに関わる振り返りの実施
- * 管理職との定期的な面談の実施
- * 月80時間を超えた場合の管理職との面談実施
- ◎ 校内の相談係（ハートフルスタッフ）の明確化
- * 教育委員会をはじめ、県や市の相談窓口の周知



重点項目3 部活動の休養日の設定

- * 週2日（平日1日、休日1日）以上の休養日設置
- * 平日2時間、休日3時間程度の活動時間の実施
- * 複数名による指導体制
- * 外部指導者との協力体制
- * 地域総合型スポーツクラブとの連携強化

